

人 口	8, 2 2 1
男	4, 0 5 2
女	4, 1 6 9
世帯数	1, 7 0 9

12 月 1 日 現 在

後継者の育成

なければならぬ。

〔終了証明書の提出〕

第七条 補助金の交付を受ける者は講習及び研修等を修了したときは、すみやかにその機関の長の発行した修了証明書を村長に提出しなければならぬ。

〔補助金交付の停止及び返還〕

第八条 村長は補助金交付の決定をしていたものが次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。但し、本人の願出によりやむを得ない理由があることを認める場合についてはこの限りでない。

一、研修態度が不良と認められれる場合。

二、研修生としての資格を失った時。

三、保護者及び本人の連署で辞退の申し出があったとき。

四、その他村長が研修生として不適格者であると認めたとき。

〔その他〕

第九条 この要綱に定めるもののほか実施について必要な事項は、村長が別に定める。

〔補助金の交付〕
第六條 補助金は研修の修了後に交付を原則とする。
二、補助金の交付を受けた者

落葉して山容牙々とい見いけり
木枯に霜定まらず夕陽
芒月
せうらぎのたいて夜あけの雪つ
あり おのえ
返り咲くあやめを海に鉄路のふ
一校
よはわれし里の一夜のふすま風
ミチ
すくみ居る露にすまぬ小庭閉し
春柳
マフラから袴になもとに帳かな

○昇天

氏名	年令	部落
上原 埠一 (七)		上山
井ノ川 マス (七)		如來寺
大島 豊太郎 (六)		芋川新田
渡辺 嘉平 (七)		高道山
村山 タマキチ (七)		田沢
樋口 ケイ (六)		朴木沢
富井 正頼 (六)		市之越
大島 春一郎 (六)		牧畑
南雲 マツイ (四)		芋川

〔新郎〕 山田 善作 (三) 土倉
〔新婦〕 鷺尾 雪江 (三) 刈羽郡
〔新郎〕 富井 午三 (六) 如來寺
〔新婦〕 海老ケ瀬 ミツエ (四) 長岡
〔新郎〕 金沢 好夫 (八) 十日町
〔新婦〕 広田 政子 (三) 千海

笹の雪風の油断を續りけり
土牛
人も錢も流れる流れる年の暮
問史

落葉して山容牙々と見いけり
木枯に霜定まらず夕陽
芒月
せうらぎのたいて夜あけの雪つ
おり おのえ
返り咲くあやめ薄に鉄路のふ
一枝
なつていへる里の一夏のあすき風

すくみ居る縁にすまぬ小庭閉し
マフラから袴になもとに戦かな

ミチ
春柳

新田 山田 善作(五)土倉
新田 鷺尾 雪江(五)羽郡
新田 富井 午三(六)如來寺
新田 海彦(六)ミツエ(五)長岡

新郎	倉沢	好夫	三十八	目町
新婦	田岡	政子	三十二	溝
◎昇天				
氏名	年令			
上原 埤一	(七)			
井ノ川 マス	(七)			
大島 豊太郎	(六)			
渡辺 富平	(七)			
村山 タマキチ	(七)			
部 落				
上 山				
如 來 寺				
芋川 新田				
高 道 山				
田 沢				

樋口	ケイ	(大)
富井	正頼	(セ)
大島	香一郎	(ハ)
南雲	マツイ	(四)

林	市之越
木	牧
沢	烟
	芋川

本人及び保護者に通知する。但し、面接の上決定することもある。

第六條 補助金は研修の修了後に交付を原則とする。

二、補助金の交付を受けた者は、すみやかに受領証を提出しなければならない。

〔終了証明書の提出〕

第七條 補助金の交付を受ける者は講習及び研修等を修了した

〔補助金交付の停止及び返還〕
第八條 村長は補助金交付の決定をしていたものが次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることとする。且つ、本人の負担した

すよりやむを得ない理由があること
認める場合についてはこの限り
でない。

一、研修態度が不良と認められ
る場合。

二、研修生としての資格を失つ
た時。

三、保護者及び本人の連署で辞
退の旨を出がゐつたとき。

四、その他村長が研修生として不適格者であると認めたとき。
〔その他〕
第九条 この要綱に定めるもののほか実施について必要な事項は、村長が別に定める。

